

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部  
利益相反マネジメント委員会設置要綱

令和5年9月13日理事長決定

(設置)

第1 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）デフリンピック準備運営本部（以下「準備運営本部」という。）における利益相反取引に関する審査を行うとともに、役職員に対して利益相反に関する指導・勧告を行うため、準備運営本部にデフリンピック準備運営本部利益相反マネジメント委員会（以下「利益相反委員会」という。）を置く。

(掌理事項)

第2 利益相反委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、利益相反に該当する可能性がある案件が生じた場合は、利益相反委員会を開催し、利益相反に関する取引を審査する。

2 利益相反委員長は、審査結果を当該役職員等に通知するとともに、必要と認められる場合は、当該役職員等に対して利益相反に関する指導・勧告を行う。

(組織)

第3 利益相反委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) デフリンピック準備運営本部総務部シニアマネージャー
- (2) デフリンピック準備運営本部財務部シニアマネージャー
- (3) デフリンピック準備運営本部総務部総務グループマネージャー
- (4) デフリンピック準備運営本部総務部シニアマネージャーが指名する職員
- (5) デフリンピック準備運営本部総務部シニアマネージャーが指名する有識者

(職務及び代理)

第4 委員長の職務及び代理は次の通りとする。

- (1) 委員長は、第3(1)の委員をもって充てる。
- (2) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- (3) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(定足数)

第5 利益相反委員会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。

2 委員は、自己の利益相反に係る議事に加わることはできない。

3 審議対象取引が許容できない利益相反にはあたらないことは、出席委員のうち前項の委員を除く委員の全会一致の賛成をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6 利益相反委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(議事録の作成)

第7 利益相反の可能性のある事案について承認する場合、事案の内容、議論の経過、承認の理由・合理性、公正性を示す証憑の有無について、会議体の議事録に詳細に記載し、意思決定の透明性を確保するものとする。

(秘密保持等)

第8 委員及び利益相反委員会に出席を求められた者は、当該委員会の業務上知りえた情報を他に漏らしてはならない。

(利益相反審査結果に対する不服申し立て)

第9 役職員等は、審査に不服がある場合には、再度利益相反委員会に対して審議を求めることができる。利益相反委員会は十分に審議を行い、申立者へ審議の結果を報告する。

(庶務)

第10 委員会の庶務は、利益相反委員会事務局で処理することとし、利益相反委員会事務局に総務部総務グループ職員を置く。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月13日から施行する。